

# 土地改良区等が行う小水力・太陽光等 発電導入の取組を支援します。

～「小水力等再生可能エネルギー導入推進事業」のご紹介です～



あの水路で  
発電できないかなあ？



ポンプ場は  
太陽光発電！



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に農林水産省 農村整備官農村資源利活用推進班  
(03-6744-2209)または、下記の地方農政局等までお電話ください。

北海道農政部	農村整備課	011-204-5423
関東農政局	地域整備課	048-740-0558
東海農政局	地域整備課	052-233-4639
中国四国農政局	地域整備課	086-224-9422
沖縄総合事務局	土地改良課	098-866-1652

東北農政局	地域整備課	022-221-6293
北陸農政局	地域整備課	076-232-4726
近畿農政局	地域整備課	075-414-9553
九州農政局	地域整備課	096-211-9783

# ☆再エネによる 農山漁村の活性化

平成25年度補正予算

1.0億円

平成26年度予算

9.3億円

## ●小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

農業水利施設の維持管理費軽減のため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

### (1) 調査設計等への支援

- ・事業内容： 農業水利施設を活用した小水力等発電の導入可能性の検討、調査設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援
- ・事業実施主体： 都道府県、市町村、(独)水資源機構、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、協議会(関係土地改良区等から構成される協議会)等
- ・補助率： 定額(ただし、基本設計は1/2補助)

【(参考)25年度 採択159件/申請159件】

### (2) 土地改良区等技術力向上支援

- ・事業内容： 発電施設の導入・運営に必要な土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組への支援
- ・事業実施主体： 協議会(関係土地改良区等から構成される協議会)等
- ・補助率： 定額

※(2)土地改良区等技術力向上支援は、平成26年度当初予算から措置

## 発電施設導入の流れと本事業の活用

発電施設導入のための各種取組のうち、  
[赤点線枠] 枠内を支援

